

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案の新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（許可を要しない変更の工事）</p> <p>第四十五条の二 法第百条第五項において準用する法第十七条第三項において準用する法第九条第一項ただし書の規定により許可を要しない高周波利用設備の変更の工事は、別表第六号のとおりとする。</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第四十六条 第四十四条第一項第一号の(1)及び第二号の(3)並びに第四十五条第三号の総務大臣の指定を受けようとする者（指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者（以下「製造業者等」という。）に限る。）は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダー</p> <p>(1) 第一号の(1)及び(2)に掲げる事項</p> <p>(2) 外観及び構造（図面及び写真で示すものとする。）</p> <p>(3) 発振の方式</p> <p>(4) 振動子の種類及び型名</p> <p>(5) 高周波出力の定格値及び測定値</p> <p>(6) 次に掲げる事項の設計値及び測定値</p> <p>(一) 利用する周波数（以下「利用周波数」という。）及び周波数変動幅</p>	<p>（許可を要しない変更の工事）</p> <p>第四十五条の二 法第百条第五項において準用する法第十七条第二項において準用する法第九条第一項ただし書の規定により許可を要しない高周波利用設備の変更の工事は、別表第六号のとおりとする。</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第四十六条 第四十四条第一項第一号の(1)及び第二号の(3)並びに第四十五条第三号の総務大臣の指定を受けようとする者（指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者（以下「製造業者等」という。）に限る。）は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p>

- (二) 電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度
- 七 電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

- (1) 第一号の(1)及び(2)並びに前号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項

- (2) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

- (一) 利用周波数及び周波数変動幅

- (二) 利用周波数による発射及びスプリアス発射の漏えい電界強度

八 無電極放電ランプ

- (1) 第一号の(1)及び(2)並びに第六号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項

- (2) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

- (一) 利用周波数及び周波数変動幅

- (二) スプリアス発射の漏えい電界強度（利用周波数が一三・五五三㎐から一三・五六七㎐までの範囲のものに限る。）

- (三) 妨害波電圧、放射妨害波の磁界強度及び妨害波電力（利用周波数が一三・五五三㎐から一三・五六七㎐までの範囲のものを除く。）

2 (略)

(指定)

第四十六条の二 総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認め

- 六 超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー及び電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

- (1) 第一号の(1)及び(2)に掲げる事項

- (2) 外観及び構造（図面及び写真で示すものとする。）

- (3) 発振の方式

- (4) 振動子の種類及び型名（電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の場合を除く。）

- (5) 高周波出力の定格値及び測定値

- (6) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

- (一) 利用する周波数（以下「利用周波数」という。）及び周波数変動幅

- (二) 利用周波数による発射及びスプリアス発射の漏えい電界強度

七 無電極放電ランプ

- (1) 第一号の(1)及び(2)並びに前号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項

- (2) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

- (一) 利用周波数及び周波数変動幅

- (二) スプリアス発射の漏えい電界強度（利用周波数が一三・五五三㎐から一三・五六七㎐までの範囲のものに限る。）

- (三) 妨害波電圧、放射妨害波の磁界強度及び妨害波電力（利用周波数が一三・五五三㎐から一三・五六七㎐までの範囲のものを除く。）

2 (略)

(指定)

第四十六条の二 総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認め

たときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。

一〇五 (略)

六 超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダー

(1)・(2) (略)

(3) 電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯(無線通信規則に規定する我が国で使用することが認められている産業科学医療用の周波数(以下「ISM用周波数」という。)を除く。)	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベルから七三デシベルまで ※	八〇デシベルから六〇デシベルまで ※

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(4) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の(一)から(三)までの各表に定める値以下であること。

(一) 利用周波数における磁界強度

準尖頭値の許容値(毎メー)

たときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。

一〇五 略

六 超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダー

(1)・(2) (略)

(3) 利用周波数による発射及びスプリアス発射による漏えい電界強度がその設備の発振器から三〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること。

(一) 利用周波数において毎メートル一ミリボルト

周波数帯	トルーマイクロアンペアを ○デシベルとする。）
一〇kHz以上五〇kHz以下	三七・一デシベル

(二) 不要発射による磁界強度

周波数帯（ISM用周波数を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メー トルーマイクロアンペアを ○デシベルとする。）
五〇kHzを超え一五〇kHz以下	二三・一デシベル
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	五七・五デシベル
四九〇kHz以上一、七〇五kHz以下	四七・五デシベル
一、七〇五kHzを超え二、一九四kHz 未満	五二・五デシベル
二、一九四kHz以上三・九五kHz未満	四三・五デシベル
三・九五kHz以上二〇kHz未満	一八・五デシベル
二〇kHz以上三〇kHz以下	八・五デシベル

(三) 不要発射による電界強度

周波数帯（ISM用周波数を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メー トルーマイクロボルトを○ デシベルとする。）
三〇kHzを超え四七kHz未満	六八デシベル

(二) 五二六・五kHzから一、六〇六・五kHzまでの周波数において毎メー
トル三〇マイクロボルト

(三) (一)及び(二)に掲げる周波数以外の周波数（無線通信規則に規定する
我が国で使用することが認められている産業科学医療用の周波数
（以下「ISM用周波数」という。）を除く。）において毎メー
トル $\sqrt{20P}$ （Pは、高周波出力をワットで表した数とし、高周波出力が五
〇〇ワット未満のものにあつては五〇〇とし、二キロボルトを超え
るものにあつては二、〇〇〇とする。）マイクロボルト

四七m以上六八m以下	五〇デシベル
六八mを超え八〇・八七二m以下	六三デシベル
八〇・八七二mを超え八一・八四八m未満	七八デシベル
八一・八四八m以上八七m未満	六三デシベル
八七m以上一三四・七八六m以下	六〇デシベル
一三四・七八六mを超え一三六・四一四m未満	七〇デシベル
一三六・四一四m以上一五六m以下	六〇デシベル
一五六mを超え一七四m未満	七四デシベル
一七四m以上一八八・七m以下	五〇デシベル
一八八・七mを超え一九〇・九七九m未満	六〇デシベル
一九〇・九七九m以上二三〇m以下	五〇デシベル
二三〇mを超え四〇〇m以下	六〇デシベル
四〇〇mを超え四七〇m未満	六三デシベル
四七〇m以上一、〇〇〇m以下	六〇デシベル

注 当該設備の大きさがケーブルを含めて直径一・二メートル、床

から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、

三メートルの距離において測定し、その値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

- (5) (3)に掲げる電源端子における妨害波電圧並びに(4)に掲げる利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

- (6) (略)

七 電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

- (4) (略)

七 電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

(1)・(2) (略)

(3) 利用周波数による発射及びスプリアス発射による漏えい電界強度がその設備の発振器から三〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること。

【一】 利用周波数において毎メートル一ミリボルト

【二】 五二・五から一、六〇・五までの周波数において毎メートル三〇マイクロボルト

【三】 (一)及び(二)に掲げる周波数以外の周波数(ISM用周波数を除く。)において毎メートル $\sqrt{20P}$ (Pは、高周波出力をワットで表した数とし、

高周波出力が五〇〇ワット未満のものにあつては五〇〇とし、二キロワットを超えるものにあつては二、〇〇〇とする。)マイクロボルト

【四】 第一号の(7)に掲げる条件

八 無電極放電ランプ

(1) (略)

(3) (略)

(略)

(一) 制御端子における妨害波電圧

周波数帯	許容値(一マイクロボルトを〇デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
一五〇㎐以上五〇〇㎐未満	八〇デシベル	七〇デシベル
五〇〇㎐以上三〇〇㎐以下	七四デシベル	六四デシベル

(三)・(四) (略)

(1)・(2) (略)

【三】 第一号の(7)及び前号の(3)に掲げる条件

八 無電極放電ランプ

(1) (略)

(3) (略)

(略)

(一) 負荷端子及び制御端子における妨害波電圧

周波数帯	許容値(一マイクロボルトを〇デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
一五〇㎐以上五〇〇㎐未満	八〇デシベル	七〇デシベル
五〇〇㎐以上三〇〇㎐以下	七四デシベル	六四デシベル

(三)・(四) (略)

(5)・(6) (略)

2 (略)

(変更の承認)

第四十六条の三 前条第一項に規定する指定を受けた者（以下「指定を受けた者」という。）は、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

一～四 (略)

五 超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー

(1) 第一号の(1)に掲げる事項

(2) 外觀及び構造

(3) 発振の方式

(4) 振動子の種類及び型名

(5) 利用周波数及び周波数変動幅の設計値

(6) 電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要

発射による磁界強度又は電界強度の設計値

六 電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

(1) 第一号の(1)並びに前号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項

(2) 利用周波数による発射及びスプリアス発射の漏えい電界強度の設計値

(5)・(6) (略)

2 (略)

(変更の承認)

第四十六条の三 前条第一項に規定する指定を受けた者（以下「指定を受けた者」という。）は、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

一～四 (略)

五 超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー及び電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

(1) 第一号の(1)に掲げる事項

(2) 外觀及び構造

(3) 発振の方式

(4) 振動子の種類及び型名（電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械を除く。）

(5) 利用周波数及び周波数変動幅の設計値

(6) 利用周波数による発射及びスプリアス発射の漏えい電界強度の設計値

七 無電極放電ランプ

- (1) 第一号の(1)並びに第六号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項
- (2) スプリアス発射の漏えい電界強度の設計値
- (3) 妨害波電圧、放射妨害波の磁界強度及び妨害波電力の設計値

第四十六条の七 製造業者等は、その製造し、又は輸入する電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の型式について、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合していることの確認（以下「型式確認」という。）を行うことができる。

一 電子レンジ

- (1)・(2) (略)

(3) 電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ISM用 周波数を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇㎒以上五〇〇 ㎒未満	七八デシベルから六 八デシベルまで ※	六八デシベルから五 八デシベルまで ※
五〇〇㎒以上五㎒以 下	五六デシベル	四六デシベル
五㎒を超え三〇㎒以 下	六〇デシベル	五〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(4) 不要発射による磁界強度が当該設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

六 無電極放電ランプ

- (1) 第一号の(1)並びに前号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項
- (2) スプリアス発射の漏えい電界強度の設計値
- (3) 妨害波電圧、放射妨害波の磁界強度及び妨害波電力の設計値

第四十六条の七 製造業者等は、その製造し、又は輸入する電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の型式について、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合していることの確認（以下「型式確認」という。）を行うことができる。

一 電子レンジ

- (1)・(2) (略)

(3) スプリアス発射による電界強度が当該電子レンジから三メートルの距離において次に掲げる値以下であること。

- (一) 九〇㎒から一〇八㎒まで及び一七〇㎒から二二二㎒までの周波数において毎メートル三〇マイクロボルト

(5)

周波数帯（ISM用 周波数を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートルマイクロ アンペアを〇デシベルとする。）
一五〇㎐以上三〇〇㎐ 以下	三九デシベルから三デシベルまで（周波数 の対数に対し直線的に減少した値）

不要発射による電界強度の準尖頭値が当該設備から一メートルの距離において次の表に定める値以下であること。ただし、準尖頭値が許容値を超える場合であっても、当該準尖頭値が測定された周波数における平均値が許容値以下のときは、この限りでない。

周波数帯（ISM用 周波数を除く。）	許容値（毎メートルマイクロボルトを〇 デシベルとする。）
	準尖頭値 平均値
三〇㎐を超え八〇・ 八七二㎐以下	三〇デシベル 二五デシベル
八〇・八七二㎐を超 え八一・八八㎐未滿	五〇デシベル 四五デシベル
八一・八八㎐以上一 三四・七八六㎐以下	三〇デシベル 二五デシベル
一三四・七八六㎐を 超え一三六・四一四	五〇デシベル 四五デシベル

(二) 四七〇㎐から七七〇㎐までの周波数において毎メートルマイクロボルト

(三) (一)及び(二)に掲げる周波数以外の周波数（ISM用周波数を除く。）

において毎メートル $\sqrt{20P}$ （Pは、高周波出力をワットで表した数とし、高周波出力が五〇〇ワット未滿のものにあつては五〇〇とし、一キロワットを超えるものにあつては一、〇〇〇とする。）マイクロボルト

(7)

不要発射による電界強度について、一〇〇五MHzから二、三九五MHz

八GHz以下	九二デシベル	
一一・七GHzを超え一・七GHz以下	七二デシベル	
一一・七GHz以上一二・七GHz未満	九二デシベル	
五・八七五GHzを超え一一・七GHz未満	九二デシベル	
七二五GHz未満	九二デシベル	
二・五GHzを超え五・八七五GHz未満	九二デシベル	
四GHz未満	一一〇デシベル	
二・三GHzを超え二・五GHz未満	一一〇デシベル	
以下	九二デシベル	
一GHzを超え二・三GHz以下	九二デシベル	
周波数帯	尖頭値の許容値(毎メートルマイクロボルトを〇デシベルとする。)	

(6)

不要発射による電界強度が当該設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

〇〇〇MHz以下	三七デシベル	三二デシベル
二二〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三〇デシベル	二五デシベル
上二二〇MHz以下		
一三六・四一四MHz以下		
〇〇〇MHz以下		

注 当該設備の大きさがケーブルを含めて直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、三メートルの距離において測定し、その値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

までの間及び二、五〇五から一七、九九五まで（五、七二〇から五、八八〇までを除く。）の間において尖頭値が最も高い妨害波の周波数を中心として、別表第八号第一の2(6)に定める条件で、一〇MHz引した値の尖頭値が、当該設備から三メートルの距離において毎メートル六〇デシベルマイクロボルト以下であること。

二 電磁誘導加熱式調理器

- (3) (1)・(2) (略)

周波数帯（ISM用周波数を除く。）		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	標準尖頭値	平均値
一〇MHz以上五〇MHz未満	一〇二デシベルから九二デシベルまで	／	／	／
五〇MHz以上一四八・五MHz未満	※	／	／	／
一四八・五MHz以上五〇〇MHz以上五MHz以下	七八デシベルから六八デシベルまで	六八デシベルから五八デシベルまで	／	／
五〇〇MHz以上五MHz以下	五六デシベル	四六デシベル	／	／
五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル	／	／

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

- (4) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の(一)及び(二)

- (4) (5)

二 電磁誘導加熱式調理器

- (1)・(2) (略)

- (3) 利用周波数による発射及びスプリアス発射による漏えい電界強度が

の各表に定める値以下であること。

(一) 磁界により、二メートルループアンテナに誘起される電流の許容値（当該設備の対角線の寸法が一・六メートル未満の設備）

周波数帯（ISM用 周波数を除く。）	準尖頭値の許容値（一マイクロアンペアを ○デシベルとする。）	水平成分	垂直成分
	満	一〇歯以上七〇歯未 八八デシベル	一〇六デシベル
満	七〇歯以上一四八・ 五歯未満	八八デシベルから五 八デシベルまで ※	一〇六デシベルから 七六デシベルまで ※
一四八・五歯以上三 〇歯以下	五八デシベルから二 二デシベルまで ※	七六デシベルから四 〇デシベルまで ※	

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値と

し、五二六・五歯から一、六〇六・五歯までの周波数においては、
水平成分について三七デシベル、垂直成分について五五デシベル
とする。

(二) 当該設備から三メートルの距離における磁界強度の許容値（当該
設備の対角線の寸法が一・六メートル以上の設備）

周波数帯（ISM用 周波数を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロ アンペアを○デシベルとする。）
満	一〇歯以上七〇歯未 六九デシベル
満	七〇歯以上一四八・ 五歯未満
六九デシベルから三九デシベルまで ※	

当該設備の発振器から三〇メートルの距離において次に掲げる値以下
であること。

(一) 利用周波数において毎メートル一ミリボルト

(二) 五二六・五歯から一、六〇六・五歯までの周波数において毎メー
トル三〇マイクロボルト

一四八・五趾以上四趾未滿	三九デシベルから三デシベルまで ※
四趾以上三〇趾以下	三デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とし、五二六・五趾から九一二趾までの周波数においては、一八デシベルとする。

(5)

不要発射による電界強度が当該設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ISM用周波数を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートルマイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇趾を超え八〇・八七二趾以下	三〇デシベル
八〇・八七二趾を超え八一・八八趾未滿	五〇デシベル
八一・八八趾以上一三四・七八六趾以下	三〇デシベル
一三四・七八六趾を超え一三六・四一四趾未滿	五〇デシベル
一三六・四一四趾以上二三〇趾以下	三〇デシベル
二三〇趾を超え一、〇〇〇趾以下	三七デシベル

注 当該設備の大きさがケーブルを含めて直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、

(三) (一)及び(二)に掲げる周波数以外の周波数（ISM用周波数を除く。）において毎メートル $\sqrt{20P}$ （Pは、高周波出力をワットで表した数とし、高周波出力が五〇〇ワット未滿のものにあつては五〇〇とし、二キロワットを超えるものにあつては二、〇〇〇とする。）マイクロボルト

三メートルの距離において測定し、その値から一〇デシベルを減じた値をもって測定値とすることができる。

2
5
4 (6)
(略)

2
5
4 (4)
(略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

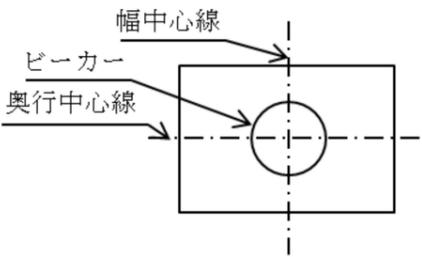
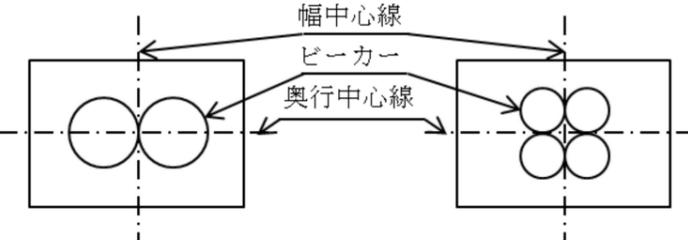
(経過措置)

2 改正後の第四十六条の二第一項第六号の規定にかかわらず、超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダーに係る総務大臣の型式の指定に関する規定は、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間に限り、なお従前の例によることができる。

3 改正後の第四十六条の七第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器に係る製造業者等による型式確認に関する規定は、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に限り、なお従前の例によることができる。

4 この省令の施行の際現に総務大臣の型式の指定を受けている、又は附則第二項の規定によりなお従前の例によることのできるものとされる超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械及び無電極放電ランプについては、改正後の第四十六条の二第一項の規定により総務大臣の型式の指定を受けているものとみなす。

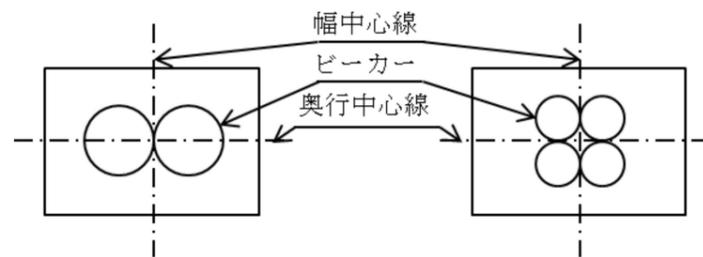
5 この省令の施行の際現に製造業者等が型式確認を行っている、又は附則第三項の規定によりなお従前の例によることのできるものとされる電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器については、改正後の第四十六条の七第一項の規定により型式確認を行っているものとみなす。

改 正 案	現 行
<p>別表第八号 型式確認に係る試験方法（第46条の7関係） 第1 電子レンジ 1 試験条件</p> <p>(1) 測定場所の温度及び湿度 ア 温度 摂氏5度から摂氏35度までの範囲 イ <u>相対湿度</u> 45パーセントから85パーセントまでの範囲</p> <p>(2) 電子レンジの設置の方法 ア <u>磁界強度又は電界強度</u>以外の項目の測定の場合 平たんな<u>非金属性の台</u>の上に通常の使用状態で置く。 イ <u>磁界強度又は電界強度</u>の測定の場合 水平面上にある回転する<u>非金属性</u>の支持台の上に置き、底面が地表又は床面から<u>80センチメートル</u>の高さになるようにする。この場合において、電源電線が支持台の中心から垂直に降ろして余分があるときは、その部分を束ねておく。</p> <p>(3) 電源周波数 50Hz又は60Hz</p> <p>(4) 出力切換え 出力切換えのある場合は、高周波出力の定格値が最大となる位置とする。</p> <p>(5) 負荷の方法 ア <u>高周波出力又は漏えい電波の電力束密度</u>以外の項目の測定の場合 (ア) 負 荷 摂氏<u>15度</u>から摂氏<u>25度</u>までの範囲の水を用いる。 (イ) 容 器 <u>外径190ミリメートル±5ミリメートル、高さ90ミリメートル±5ミリメートルのガラス製容器を使用する。</u> (ウ) 負荷量 <u>1,000ミリリットル</u>の水を<u>容器</u>に入れる。 (エ) 位 置 加熱室の中心部に次の図に示す<u>ように置く。</u></p> 	<p>別表第八号 型式確認に係る試験方法（第46条の7関係） 第1 電子レンジ 1 試験条件</p> <p>(1) 測定場所の温度及び湿度 ア 温度 摂氏5度から摂氏35度までの範囲 イ 湿度 45パーセントから85パーセントまでの範囲</p> <p>(2) 電子レンジの設置の方法 ア <u>スプリアス発射の電界強度</u>以外の項目の測定の場合 平たんな<u>木台</u>の上に通常の使用状態で置く。 イ <u>スプリアス発射の電界強度</u>の測定の場合 水平面上にある回転する<u>非導電性</u>の支持台の上に置き、底面が地表又は床面から<u>75センチメートル</u>の高さになるようにする。この場合において、電源電線が支持台の中心から垂直に降ろして余分があるときは、その部分を束ねておく。</p> <p>(3) 電源周波数 50Hz又は60Hz</p> <p>(4) 出力切換え 出力切換えのある場合は、高周波出力の定格値が最大となる位置とする。</p> <p>(5) 負荷の方法 ア 漏えい電波の電力束密度以外の項目の測定の場合 (ア) 負 荷 摂氏<u>18度</u>から摂氏<u>22度</u>までの範囲（<u>高周波出力の測定の場合は室温マイナス摂氏10度程度</u>）の水を用いる。 (イ) 容 器 <u>容量1,000ミリリットルの低損失ビーカーを2個使用する。ただし、加熱室寸法が小さいためこれを入れることができない場合は、容量500ミリリットルの低損失ビーカーを4個使用することができる。</u> (ウ) 負荷量 <u>2,000ミリリットル</u>の水を<u>各ビーカーに等分する。</u> (エ) 位 置 加熱室の中心部に次の図に示す<u>ような状態で互いにビーカーが接する</u>ように並べる。 <u>1,000ミリリットルのビーカー2個を使用した場合</u> <u>500ミリリットルのビーカー4個を使用した場合</u></p> 

イ 高周波出力の測定の場合

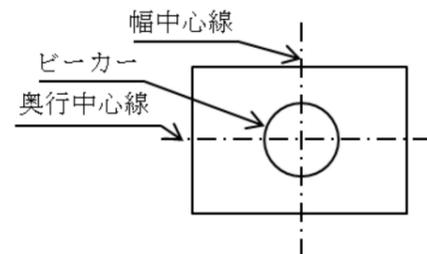
- (ア) 負 荷 摂氏 8 度から摂氏 12 度までの範囲の水を用いる。
- (イ) 容 器 容量 1,000 ミリリットルの低損失ビーカーを 2 個使用する。ただし、加熱室寸法が小さいためこれを入れることができない場合は、容量 500 ミリリットルの低損失ビーカーを 4 個使用することができる。
- (ウ) 負 荷 量 2,000 ミリリットルの水を各ビーカーに等分する。
- (エ) 位 置 加熱室の中心部に次の図に示すような状態で互いにビーカーが接するように並べる。

1,000 ミリリットルのビーカー 2 個を使用した場合 500 ミリリットルのビーカー 4 個を使用した場合



ウ 漏えい電波の電力束密度の測定の場合

- (ア) 負 荷 摂氏 18 度から摂氏 22 度までの範囲の水を用いる。
- (イ) 容 器 容量 500 ミリリットルの低損失ビーカーを 1 個使用する。
- (ウ) 負 荷 量 260 ミリリットルから 290 ミリリットルまでの範囲の水を用いる。
- (エ) 位 置 加熱室の中心部に次の図に示すように置く。



2 測定等

(1) 占有周波数帯幅に含まれる周波数の範囲

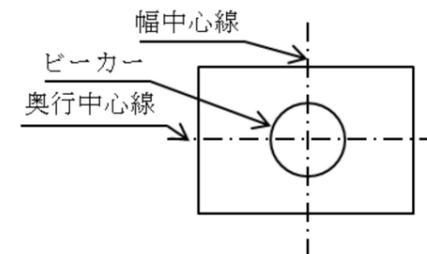
5 分間以上動作させた後、負荷を取り替え、負荷が沸騰点に達するまでの発信周波数の変化を周波数測定装置により測定する。その後、スペクトラムアナライザーによる占有周波数帯幅（スペクトル分布の波形の最高値から 26 デシベル低下したレベルにおける周波数帯幅とする。）を測定する。

(2) 高周波出力

次の手順により測定及び算定を行う。
ア 30 分間以上動作させた後、負荷を取り替え、温度が約 10 度上昇する時間 (t) を求める。

イ 漏えい電波の電力束密度の測定の場合

- (ア) 負 荷 摂氏 18 度から摂氏 22 度までの範囲の水を用いる。
- (イ) 容 器 容量 500 ミリリットルの低損失ビーカーを 1 個使用する。
- (ウ) 負 荷 量 260 ミリリットルから 290 ミリリットルまでの範囲の水を用いる。
- (エ) 位 置 加熱室の中心部に次の図に示すように置く。



2 測定等

(1) 占有周波数帯幅に含まれる周波数の範囲

10 分間以上動作させた後、負荷を取り替え、負荷が沸騰点に達するまでの発信周波数の変化を周波数測定装置により測定する。その後、スペクトラムアナライザーによる占有周波数帯幅（スペクトル分布の波形の最高値から 26 デシベル低下したレベルにおける周波数帯幅とする。）を測定する。

(2) 高周波出力

次の手順により測定及び算定を行う。
ア 30 分間以上動作させた後、負荷を取り替え、温度が約 10 度上昇する時間 (t) を求める。

イ 再度負荷を取り替え、t時間加熱して各ビーカーの水溫上昇値の平均を求める。

ウ イの動作を5回繰り返し、各回の溫度上昇値を平均して、平均溫度上昇値(ΔT)を求める。

エ 上記ア及びウの値に基づき次の式により高周波出力(P)を求める。

$$P \text{ (ワット)} = \frac{8,400 \times \Delta T \text{ (摂氏温度)}}{t \text{ (秒)}}$$

なお、本手順により難しい場合は、電源端子における消費電力の測定により代えることができる。

(3) 電源端子における妨害波電圧

電子レンジを40センチメートルの台の上に置き、80センチメートル離れた位置に擬似電源回路網を設置し、擬似電源回路網の電源出力端子に電子レンジの電源入力端子を接続し、電子レンジを動作させ、10秒以上経過した後から測定する。

(4) 不要発射による磁界強度

径0.6メートルのループアンテナを接続した校正済みの磁界強度測定器により、支持台を回転させ、電子レンジから3メートルの水平距離における最大値を測定する。

ループアンテナの下端の地上高は1メートルとすること。

動作を開始してから10秒以上経過した後から測定すること。

(5) 不要発射による電界強度

空中線系を含め校正済みの電界強度測定装置により周波数毎に、偏波面及び空中線の高さを変化させるとともに支持台を回転させ、1,000MHz以下の周波数範囲においては電子レンジから10メートルの水平距離における最大値を測定する。ただし、ケーブルを含めて直径1.2メートル、床から1.5メートルの円柱形の体積内に収まる設備に限り、3メートルの距離において測定することができる。

1,000MHzを超える周波数範囲においては3メートルの水平距離における最大値を測定する。

動作を開始してから10秒以上経過した後から測定すること。

測定装置の分解能帯域幅を1MHz、ビデオ帯域幅を1MHz以上に設定すること。

(6) 電界強度の重み付け測定

測定装置の分解能帯域幅を1MHz、ビデオ帯域幅を10Hzに設定し、対数値モードで測定すること。

尖頭値が最も高い妨害波の周波数を中心として、少なくとも掃引5回の間の最大値保持モードの測定結果を用いること。

(7) 漏えい電波の電力束密度

耐久試験(扉を十万回開閉する。)後起動させ、次の各状態における電子レンジの表面から5センチメートル離れたすべての場所における電力束密度を測定する。

ア 扉を閉めた状態

イ 発振管の発振停止装置が動作する直前の位置まで扉を開いて固定した状態

ウ ラッチなどの固定装置を有するものは、通常扉を開く力の2倍の力で扉の取手の任意の箇所を引いた状態

イ 再度負荷を取り替え、t時間加熱して各ビーカーの水溫上昇値の平均を求める。

ウ イの動作を5回繰り返し、各回の溫度上昇値を平均して、平均溫度上昇値(ΔT)を求める。

エ 上記ア及びウの値に基づき次の式により高周波出力(P)を求める。

$$P \text{ (ワット)} = \frac{8,400 \times \Delta T \text{ (摂氏温度)}}{t \text{ (秒)}}$$

(3) スプリアス発射による電界強度

空中線系を含め校正済みの電界強度測定装置により周波数毎に、偏波面及び空中線の高さを変化させるとともに支持台を回転させ、電子レンジから30メートルの水平距離における最大値を測定する。ただし、この水平距離を確保することができない場合は、次の表に示す水平距離において測定し、その値に同表の係数を乗じて得た値をもって測定値とすることができる。

<u>測定周波数</u> (MHz)	<u>水平距離 (メートル)</u>	<u>係数</u>
<u>1,000未満</u>	<u>10</u>	<u>1 / 3</u>
<u>1,000以上</u>	<u>3</u>	<u>1 / 10</u>

(4) 漏えい電波の電力束密度

耐久試験(毎分約20回の割合で扉を十万回開閉する。)後起動させ、次の各状態における電子レンジの表面から5センチメートル離れたすべての場所における電力束密度を測定する。

ア 扉を閉めた状態

イ 発振管の発振停止装置が動作する直前の位置まで扉を開いて固定した状態

ウ ラッチなどの固定装置を有するものは、通常扉を開く力の2倍の力で扉の取手の任意の箇所を引いた状態

(8) 安全性	<p>一般的な妥当性を有する方法により次の事項を確認する。</p> <p>ア 絶縁抵抗値その他きょう体の絶縁状況</p> <p>イ 高圧電気により充電される器具及び電線の収容状況</p>
---------	---

(5) 安全性	<p>一般的な妥当性を有する方法により次の事項を確認する。</p> <p>ア 絶縁抵抗値その他きょう体の絶縁状況</p> <p>イ 高圧電気により充電される器具及び電線の収容状況</p>
---------	---

第2 電磁誘導加熱式調理器

第2 電磁誘導加熱式調理器

1 試験条件

1 試験条件

(1) 測定場所の温度及び湿度	<p>ア 温度 摂氏5度から摂氏35度までの範囲</p> <p>イ <u>相対湿度 45パーセントから85パーセントまでの範囲</u></p>
(2) 電磁誘導加熱式調理器の設置の方法	<p>ア <u>磁界強度又は電界強度以外の項目の測定の場合</u> 平たんな<u>非金属性の台</u>の上に通常の使用状態で置く。</p> <p>イ <u>磁界強度又は電界強度の測定の場合</u> 水平面上にある回転する<u>非金属性</u>の支持台の上に置き、底面が地表又は床面から<u>80センチメートル</u>の高さになるようにする。この場合において、電源電線が支持台の中心から垂直に降ろして余分があるときは、その部分を束ねておく。</p>
(3) 電源周波数	50Hz又は60Hz
(4) 負荷の方法	<p>ア 負荷 摂氏18度から摂氏22度までの範囲の水を用いる。</p> <p>イ 容器 <u>接触面の寸法が110, 145, 180, 210, 300ミリメートルのうち、仕様の範囲内で最も小さいほうろろ鉄製容器。</u> <u>ただし、平らな容器で使用することを想定していない加熱領域を持つものについては、添付された容器又は仕様で推奨された容器。</u></p> <p>ウ 負荷量 <u>容器の定格容量の80%以上の水</u></p> <p>エ 位置 加熱部の中心に置く。</p> <p>オ <u>アからエに関わらず、最大出力に設定する場合は、この限りではない。</u></p>

(1) 測定場所の温度及び湿度	<p>ア 温度 摂氏5度から摂氏35度までの範囲</p> <p>イ 湿度 45パーセントから85パーセントまでの範囲</p>
(2) 電磁誘導加熱式調理器の設置の方法	<p>ア 電界強度以外の項目の測定の場合 平たんな<u>木台</u>の上に通常の使用状態で置く。</p> <p>イ 電界強度の測定の場合 水平面上にある回転する<u>非導電性</u>の支持台の上に置き、底面が地表又は床面から<u>40センチメートル</u>の高さになるようにする。この場合において、電源電線が支持台の中心から垂直に降ろして余分があるときは、その部分を束ねておく。</p>
(3) 電源周波数	50Hz又は60Hz
(4) 負荷の方法	<p>ア 負荷 摂氏18度から摂氏22度までの範囲の水を用いる。</p> <p>イ 容器 <u>製造業者が選定するなべ等</u></p> <p>ウ 負荷量 <u>1,500ミリリットルの水（1,500ミリリットルの水が入らないものは、なべ等の容量の80%の水）</u></p> <p>エ 位置 加熱部の中心に置く。</p>

2 測定等

2 測定等

(1) 利用周波数	電源を投入し起動させてから15分経過後の周波数を測定する。周波数の切換が可能で機器にあってはそれぞれの周波数を、周波数が連続して可変可能なものにあつては、その最低周波数及び最高周波数を測定する。
(2) 周波数変動幅	電源を投入し起動させてから15分経過するまでの間(1)の利用周波数に対応する周波数について最低値と最高値を測定する。
(3) 高周波出力	<p>次の手順により測定及び算出を行う。</p> <p>ア 最大の高周波出力で加熱し、消費電力量が120ワット時に達したとき装置の電源を切断し、負荷の水を十分かくはんした後、その温度を測定し、次の式から熱効率 η を求める。</p> $(V + C \times W) (T - T_o)$

(1) 利用周波数	電源を投入し起動させてから15分経過後の周波数を測定する。周波数の切換が可能で機器にあってはそれぞれの周波数を、周波数が連続して可変可能なものにあつては、その最低周波数及び最高周波数を測定する。
(2) 周波数変動幅	電源を投入し起動させてから15分経過するまでの間(1)の利用周波数に対応する周波数について最低値と最高値を測定する。
(3) 高周波出力	<p>次の手順により測定及び算出を行う。</p> <p>ア 最大の高周波出力で加熱し、消費電力量が120ワット時に達したとき装置の電源を切断し、負荷の水を十分かくはんした後、その温度を測定し、次の式から熱効率 η を求める。</p> $(V + C \times W) (T - T_o)$

$$\eta = \frac{\quad}{E \times 860} \times 100\%$$

ただし V : なべ等の中の水の重量 (g)
 C : 試験に用いたなべ等の比熱 (cal / deg)
 W : 試験に用いたなべ等の重量 (g)
 T : 加熱後の水の温度 (°C)
 T_o : 加熱前の水の温度 (°C)
 E : 加熱に要した消費電力量 (Wh)

イ 次の式から高周波出力 P を求める。

$$P = \eta \times p$$

ただし p : 底角消費電力 (W)

ウ 高周波出力の測定値は、少なくとも3回以上行う。

なお、本手順により難しい場合は、電源端子における消費電力の測定により代えることができる。

(4) 電源端子における妨害波電圧

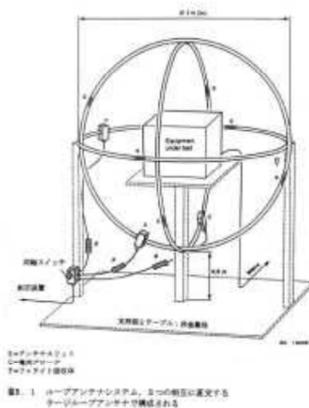
電磁誘導加熱式調理器を40センチメートルの台の上に置き、80センチメートル離れた位置に擬似電源回路網を設置し、擬似電源回路網の電源出力端子に電磁誘導加熱式調理器の電源入力端子を接続し、電磁誘導加熱式調理器を動作させ、10秒以上経過した後から測定する。

加熱領域を複数持つ場合は、順番に単独で動作させて測定すること。((5)~(7)について同じ。)

1つの加熱領域に複数の誘導コイルを持つ場合は、最初に領域内の最も小さいコイルを作動させて測定し、次に領域内の全てのコイルを作動させて測定すること。((5)~(7)について同じ。)

(5) 2メートルループアンテナによる電流の測定

電源を投入し起動させてから15分経過後に、以下の図のとおり測定し、電流プローブを用いて三方向のループアンテナのそれぞれについて行うこと。



(6) 3メートル離れた地点での磁界強度

直径0.6メートルのループアンテナを接続した校正済みの磁界強度測定器により、次の手順により測定を行う。

ア 電源を投入し起動させてから15分経過後に最大の高周波出力で漏えい磁界強度を測定する。

$$\eta = \frac{\quad}{E \times 860} \times 100\%$$

ただし V : なべ等の中の水の重量 (g)
 C : 試験に用いたなべ等の比熱 (cal / deg)
 W : 試験に用いたなべ等の重量 (g)
 T : 加熱後の水の温度 (°C)
 T_o : 加熱前の水の温度 (°C)
 E : 加熱に要した消費電力量 (Wh)

イ 次の式から高周波出力 P を求める。

$$P = \eta \times p$$

ただし p : 底角消費電力 (W)

ウ 高周波出力の測定値は、少なくとも3回以上行う。

(7) 不要発射による電界強度

イ 漏えい電波を受信したときは機器支持台及び受信アンテナを回転し、最大の測定値を求め、これをもってその周波数の測定値とする。

空中線系を含め校正済みの電界強度測定装置により、次の手順により測定を行う。

ア 電源を投入し起動させてから15分経過後に、最大の高周波出力で電界強度を測定する。

イ 漏えい電波を受信したときは周波数毎に、偏波面及び空中線の高さを変化させるとともに支持台を回転させ、電磁誘導加熱式調理器から10メートルの水平距離における最大値を測定する。

ただし、ケーブルを含めて直径1.2メートル、床から1.5メートルの円柱形の体積内に収まる設備に限り、3メートルの距離において測定することができる。

(8) 安全性

一般的な妥当性を有する方法により次の事項を確認する。

ア 絶縁抵抗値その他きょう体の絶縁状況

イ 電線の収容状況

別表第九号 試験成績書の様式（第46条の8関係）

第1 電子レンジ

成績書

試験

確認番号	
------	--

型式名	
-----	--

1 占有周波数に含める範囲	(1) 発振周波数	測定値	測定条件等
	(2) 占有周波数帯幅	測定値	
2	高周波出力	測定値	測定条件

(4) 利用周波数による発射及びスプリアス発射による漏えい電界強度

次の手順により測定を行う。

ア 電源を投入し起動させてから15分経過後に空中線系を含め校正済みの電界強度測定装置により、最大の高周波出力で漏えい電界強度を測定する。

イ 漏えい電波を受信したときは機器及び受信アンテナを回転し、最大の測定値を求め、これをもってその周波数の測定値とする。

ウ 測定距離（機器の端と受信アンテナの中心との距離）は、30メートルとする。ただし、この測定距離を確保することができない場合は、10メートルの距離で測定し、その値に次の表の係数を乗じて得た値をもって測定値とすることができる。

測定周波数 (kHz)	係数
526.5未満	1 / 27
526.5以上1606.5以下	1 / 10
1606.5超	1 / 6

エ 受信用ループアンテナの下端の地上高は1メートルとする。

オ 高周波発生装置が2以上あり、同時に使用することが可能なものにあつては、それぞれの装置を同時に動作させた状態においても測定する。

(5) 安全性

一般的な妥当性を有する方法により次の事項を確認する。

ア 絶縁抵抗値その他きょう体の絶縁状況

イ 電線の収容状況

別表第九号 試験成績書の様式（第46条の8関係）

第1 電子レンジ

試験成績書

確認番号	
------	--

型式名	
-----	--

1 占有周波数に含める範囲	(1) 発振周波数	測定値	測定条件等
	(2) 占有周波数帯幅	測定値	
2	高周波出力	測定値	測定条件

			定等		
3 電 源 妨 害 電 圧 に お け	測 定 値			測 定 条 件 等	
	周波数範囲	準尖頭値	平均値		
	(1) 150kHz以上 500kHz未満				
	(2) 500kHz以上 5MHz以下				
	(3) 5MHzを超え 30MHz以下				
4 不要発射による磁界強度		測 定 値		測 定 条 件 等	
5 不 要 発 射 に よ る 電 界 強 度	測 定 値			測 定 条 件 等	
	周波数範囲	準尖頭値	平均値		
	(1) 30MHzを超え 80.872MHz以下				
	(2) 80.872MHzを超え 81.88MHz未満				
	(3) 81.88MHz以上 134.786MHz以下				
	(4) 134.786MHzを超え 136.414MHz未満				
	(5) 136.414MHz以上 230MHz以下				
	(6) 230MHzを超え 1,000MHz以下				
	周波数範囲		準尖頭値		
	(7) 1GHzを超え2.3GHz以下				
	(8) 2.3GHzを超え2.4GHz未満				
	(9) 2.5GHz以上5.725GHz未満				
(10) 5.875GHzを超え11.7GHz未満					
(11) 11.7GHz以上12.7GHz以下					
(12) 12.7GHzを超え18GHz以下					
6 重 け み 測 付 定	測 定 値			測 定 条 件 等	
	周波数範囲		尖 頭 値		
	(1) 1,005MHzから2,395MHz				
	(2) 2,505MHzから17,995MHz				
7	測 定 値			測	

			定等	
3 ス に よ る 電 界 強 度	測 定 値			測 定 条 件 等
	(1) 90MHzから10 8MHzまで及び 170MHzから22 2MHzまでの周 波数	(2) 470MHzから 770MHzまで の周波数	(3) その他の周 波数	
4 漏 電 力 束 電 密 度 の	測 定 値			測 定 条 件 等
	(1) 扉を閉めた状態			
	(2) 発振停止の直前の位置 まで扉を開いた状態			
	(3) 2倍の力で取手を引い た状態			
5 安 全 性	(1) 絶縁抵抗値その他きよ う体の絶縁状況			測 定 条 件 等
	(2) 高圧電気により充電さ れる器具及び電線の収容 状況			

漏電力束電密度の	(1) 扉を閉めた状態		定条件等
	(2) 発振停止の直前の位置まで扉を開いた状態		
	(3) 2倍の力で取手を引いた状態		
8 安全性	(1) 絶縁抵抗値その他きょう体の絶縁状況		測定条件等
	(2) 高圧電気により充電される器具及び電線の収容状況		

注1 測定条件等の欄には、測定年月日、使用測定器名（形式、購入年、製造者名）その他参考となる事項を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

3 5の欄の「測定条件等」には、設備からの距離を記載すること。

第2 電磁誘導加熱式調理器

試験成績書			確認番号
試験成績書			型式名
1	利用周波数	測定値	測定条件等
2	周波数変動幅	測定値	測定条件等
3	高周波出力	測定値	測定条件等
4 電源端子における妨害波電圧	測定値		測定条件等
	周波数範囲	準尖頭値	
	(1) 9kHz以上 50kHz未満		
	(2) 50kHz以上 148.5kHz未満		
	(3) 148.5kHz以上 500kHz未満		
	(4) 500kHz以上 5MHz以下		
(5) 5MHzを超え 30MHz以下			
5	測定値		

注1 測定条件等の欄には、測定年月日、使用測定器名（形式、購入年、製造者名）その他参考となる事項を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2 電磁誘導加熱式調理器

試験成績書			確認番号
試験成績書			型式名
1	利用周波数	測定値	測定条件等
2	周波数変動幅	測定値	測定条件等
3	高周波出力	測定値	測定条件等
4 利用周波数による発射及びスプリアス発射による漏えい電界強度	(1) 利用周波数	測定値	測定条件等
	(2) 526.5kHzから1,606.5kHzまでの周波数	測定値	
	(3) その他の周波数	測定値	
5 安全性	(1) 絶縁抵抗値その他きょう体の絶縁状況		測定条件等
	(2) 電線の収容状況		

注1 測定条件等の欄には、測定年月日、使用測定器名（形式、購入年、製造者名）

その他参考となる事項を記入すること。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2 により測定した電流アンテナ	測定値		測定条件等	
	周波数範囲	準尖頭値		
		水平成分		垂直成分
	(1) 9kHz以上 70kHz未満			
	(2) 70kHz以上 148.5kHz未満			
	(3) 148.5kHz以上 526.5kHz未満			
(4) 526.5kHz以上 1606.5kHz以下				
(5) 1606.5kHzを超え 30MHz以下				
6 3メートル離れた地点での磁界強度	測定値		測定条件等	
	周波数範囲	準尖頭値		
	(1) 9kHz以上 70kHz未満			
	(2) 70kHz以上 148.5kHz未満			
	(3) 148.5kHz以上 526.5kHz未満			
	(4) 526.5kHz以上 912kHz以下			
	(5) 912kHzを超え 4 MHz未満			
(6) 4 MHz以上 30MHz以下				
7 不要発射による電界強度	測定値		測定条件等	
	周波数範囲	準尖頭値		
	(1) 30MHzを超え 80.872MHz以下			
	(2) 80.872MHzを超え 81.88MHz未満			
	(3) 81.88MHz以上 134.786MHz以下			
	(4) 134.786MHzを超え 136.414MHz未満			
	(5) 136.414MHz以上 230MHz以下			
(6) 230MHzを超え 1,000MHz以下				

8 安全性	(1) 絶縁抵抗値その他きょう体の絶縁状況	測定条件等
	(2) 電線の収容状況	

注1 測定条件等の欄には、測定年月日、使用測定器名（形式、購入年、製造者名）その他参考となる事項を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

3 7の欄の「測定条件等」には、設備からの距離を記載すること。